

山梨県公報

第二千三百二十六号

平成二十五年

六月三日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除の予定……………三五一

道路の区域変更(三件)……………三五一

道路の供用開始……………三五二

公 告

随意契約の相手方の決定について……………三五一

一般競争入札について……………三三三

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三五四

個人情報保護条例の施行状況……………三五四

行政文書の開示の実施状況……………三五四

平成二十五年年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三五五

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………三五五

告 示

山梨県告示第九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南アルプス市芦安産倉字野呂川入西方一六八四・字野呂川入一六八五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由

指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市小瀬町字北屋敷三八〇番の五地先から 甲府市小瀬町字北屋敷三三五番の九地先まで	九・〇 一三〇・一	六・二丁 九・八		一六六・六

山梨県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市八代町増利字崩山一九五五番地先から 笛吹市八代町竹居字大口山五七三九番の一地先まで	一一・六〇 三一・一	一〇・七〇 一八・三	一三八・三	一三八・三
	一一・六〇 三一・一	一〇・七〇 一八・三		

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字中丸六一二六番の一地先から 南都留郡道志村字中丸官有無番地先まで	一八・五〇 五九・〇	七・五〇 一六・〇	一七八・〇	一七八・〇
	一八・五〇 五九・〇	七・五〇 一六・〇		

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年六月二十四日まで一般の縦

覽に供する。
平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	山中湖忍野 富士吉田線	南都留郡忍野村大字忍草字高堀 六三八番の一地先から 南都留郡忍野村大字忍草字笹見 原一九一九番の五地先まで	二六九・〇	平成二十五年六月四日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
財務会計システム維持管理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画県民情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額
三千百九十八万三千円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
PC管理サーバ機器等 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 借入期間
平成二十五年十二月一日から平成三十一年二月二十八日まで
- 4 納入場所
知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十五年における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。
- 4 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県企画県民部情報政策課 情報通信基盤管理担当
電話〇五五 二二三 一四一九
- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十五年六月十九日（水）までの山梨県の休日を設定

める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に3の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十五年六月四日（火）から平成二十五年六月二十六日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに3の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月十六日（火）午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年七月十二日（金）午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金
免除

3 契約保証金
 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and amount of services required:
 Computer equipment: Equipment for PC control system 1 set
- 2 Date and time for tender:
 2:00PM July 16, 2013
- 3 Bureau in charge:
 Information and Communication Infrastructure Management Section, Information Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月三日

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月二十七日
 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人かしのみ

2 代表者の氏名 内藤 旭

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市

4 定款に記載された目的
 この法人は、精神障害者および回復者に対して、地域のなかで暮らしやすい環境を作るために、各機関と連携を持ちながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等を行い、精神障害者の自立支援および社会復帰の促進ならびに地域社会の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年五月二十八日から同年七月二十七日まで

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十四年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月三日

	山梨県知事	横 内 正 明
一 山梨県個人情報保護条例の施行状況		
個人情報保護取扱事務の登録の件数		九四六件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数		一〇、七五〇件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況		一〇、七五〇件
不服申立ての件数		〇件
不服申立ての処理状況		〇件
事業者の登録状況		八四二件
事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数		〇件
二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況		
知事		一〇五件
教育委員会		六、六三五件
人事委員会		二六〇件
警察本部長		三、五四六件
地方独立行政法人山梨県立病院機構		四七件
公立大学法人山梨県立大学		一五七件

● 行政文書の開示の実施状況
 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定に

より、平成二十四年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月三日

一 行政文書の開示の状況

山梨県知事 横内正明

開示請求 六二五件

開示決定 五三九件

全部開示決定 一四六件

一部開示決定 三九三件

不開示決定 四三件

取下げ 四三件

不服申立て ○件

不服申立てに対する裁決又は決定 ○件

二 実施機関別の請求の状況

五三三件

知事 一六件

議会 一八件

教育委員会 一二件

選挙管理委員会 四件

人事委員会 四件

監査委員 四件

公安委員会 一件

公営企業管理者 八件

警察本部長 四四件

地方独立行政法人山梨県立病院機構 二件

山梨県道路公社 三件

● 平成二十五年年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十五年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横内正明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五七九・一二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一六九・二二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四二・九五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇三・二三ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、六九一・一五ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四五・三〇ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
葎崎地区水源かん養保安林	一、〇六四・四六ヘクタール
葎崎地区土砂流出防備保安林	五六六・〇二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七〇一・五七ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一四二・七七ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一五八・四二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二一・二六ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一六三・九一ヘクタール

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町下佐野字コンノ二五八	久高政勝
南巨摩郡南部町下佐野字コンノ二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九	久高晃

南巨摩郡南部町塩沢字上手回土九七八	田村勝藏
南巨摩郡南部町成島字高林三五五二	佛成寺
南巨摩郡南部町内船字上倉ヶ平五九七八の二、五九七八の三、五九七八の七、五九七八の八	四條篤
南巨摩郡南部町内船字杉原六二四三、六二五〇、六二五六の一から六二五六の四まで	四條哲夫
南巨摩郡南部町内船字中山一四二二の一	四條千陽
南巨摩郡南部町内船字大峯平一四二七三	南部銀行

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年六月三日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町上佐野字北ヶ谷戸一四七	梶原昌治
南巨摩郡南部町塩沢字西回土一八二七、一八二八	佐野栄次
南巨摩郡南部町塩沢字南ノ入二四二五の一	芦澤榮次
南巨摩郡南部町井出字鷹木二二六六、字萩間一九七	佐野文内
南巨摩郡南部町本郷字大森一〇六三一	有限責任本郷信用組合
南巨摩郡南部町内船字松山一三二六六	庄司虎平
南巨摩郡南部町内船字杉ノ澤一四七六三（次の図に示す部分に限る。）、一四七六八、一四七九五、一四七九七	木内忠幸
南巨摩郡南部町井出字大焼戸三四七八、三四七九、字白水山三三三四	平井邦子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百二十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町万沢字西行山九七〇、九七一	遠藤誠一
南巨摩郡南部町万沢字下横沢山三〇七一の二	株式会社万沢銀行
南巨摩郡南部町万沢字下横沢山三〇七三	渡辺潔
南巨摩郡南部町万沢字瓜屋一五三三九	仲神金作
南巨摩郡南部町楮根字峯一五七〇から一五七二まで	若林房男
南巨摩郡南部町楮根字石原田三九一二の乙	若林滋
南巨摩郡南部町福土字上徳間一七九五六	山本友幸

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百二十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年六月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字小米沢三八六、三九六	守重郁夫
北都留郡小菅村字神楽五〇〇の内二	古家博敏
北都留郡小菅村字大六天三五五七の一	船木吉行
北都留郡小菅村字玉川二四三一の一	塚崎要司

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
小菅村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年四月十八日農林水産省告示第千三百二十三号